

第3部 環境像の実現に向けて

第3節 「青い地球を次の世代につなぐまち」を目指して

1. 地球温暖化の防止

石油・石炭などの化石燃料の大量消費に代表される人間活動の影響によって、温室効果ガスの濃度が高まり、地球の温暖化が進行しています。

経済の高度化や生活が便利になるにつれ、1人当りのエネルギー使用量は増加し、温室効果ガスの排出量も増加しています。国際的にも地球温暖化防止対策に関する検討が進められているなか、私たちも生活様式、事業活動を見直し、温室効果ガスの排出を削減しなければなりません。

そこで、

自動車利用削減や省エネルギー行動などの実践に取り組みます。

市の取り組み

(1) 自動車利用を削減します

- ・ 効率の良い計画的な自動車利用の啓発
- ・ 公共交通機関の整備・充実の要請及び利用の促進
- ・ 自転車通行の安全性・利便性の確保による自転車利用の促進
- ・ 市内で「ノーカーデー」の設定及び普及促進
- ・ 自動車の乗り合わせの普及・啓発
- ・ 公共交通機関維持に向けた利用促進への意識啓発

(2) 低公害車購入を普及・啓発します

- ・ 公用車の低公害車への転換の推進
- ・ 補助制度や低公害車に関する情報提供

(3) 省エネルギーを推進します

- ・ 地球温暖化防止対策行動計画の策定
- ・ 江南市役所環境保全行動計画の推進及び市民への普及
- ・ 省エネルギー行動に関する情報提供
- ・ 環境家計簿の利用促進
- ・ 省エネルギー設備・機器などの導入の推進及び普及・啓発
- ・ 建物の断熱化、採光などエネルギー効率の良い施設整備の推進及び普及・啓発
- ・ 省エネルギー設備・機器に関する情報の提供

(4) 新エネルギーの導入及びエネルギーの有効利用を推進します

- ・ 公共施設への太陽熱温水器などの新エネルギーの導入推進及び市民への普及・啓発
- ・ 新エネルギー・コージェネレーション導入に関する情報の提供及び啓発

第3部 環境像の実現に向けて

市民の取り組み

自転車や公共交通機関などを積極的に利用し、できるだけ自動車の利用を控えます
 「ノーカーデー」に積極的に取り組みます
 自動車の運転時には急発進、急加速をやめるなど環境に配慮した運転に努めます
 自動車の購入に際しては低公害車の選択に努めます
 照明・冷暖房の適正な使用、入浴は続けて行い追い焚きは少なくするなど、無駄なエネルギーを消費しません
 各家庭で環境家計簿をつけます
 省エネルギー型商品の利用に努めます
 住宅の新築、改築時には断熱効果などを考慮した省エネルギー型の住宅にするよう努めます
 ソーラーシステムなどの自然エネルギーの有効利用に努めます

事業者の取り組み

効率の良い運行ルートや、車両運行計画を立て、車両の走行量を削減します
 共同輸配送システムを導入するなど、物流の合理化を図り、車両の走行量を削減します
 自転車や公共交通機関などを積極的に利用し、できるだけ自動車の利用を控えます
 自動車の運転では急発進、急加速を避け環境に配慮した運転を心がけます
 自動車の購入に際しては低公害車の選択に努めます
 照明・冷暖房の適正な使用など、無駄なエネルギーを消費しません
 省エネルギー型製品や技術の開発に努めます
 省エネルギー型建物の建設や利用に努めます
 オフィスや製造現場への省エネルギー型機器の導入に努めます
 効率の良い製造ラインを検討します
 廃熱の有効利用を図ります
 ソーラーシステムなどの自然エネルギーの有効利用に努めます

地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの削減目標について

平成9年(1997年)に開催された地球温暖化防止京都会議では、先進各国の温室効果ガスの削減目標を定めた京都議定書が採択されました。京都議定書は、全28条と2つの付属書からなっており、先進国に対して法的拘束力のある削減の目標を定め、先進国全体で温室効果ガスを約5%削減しようとするものです。対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類です。また、森林などによる二酸化炭素の吸収も勘案されることとなっています。前述した6種類のガスについて、平成2年(1990年)を基準年として平成20年(2008年)から平成24年(2012年)までの第一期に、各国ごとに定められたレベルまで削減することが求められています。日本の目標はマイナス6%、このほかEUは8%、アメリカ7%などとなっています。



平成13年(2001年)11月にマラケシュにおいて開催された気候変動枠組条約第7回締約国会議(通称COP7)では、京都議定書の実施に係るルールが決定し、先進諸国などの京都議定書批准が促進される見通しとなりました。また、途上国支援のための3つの基金が設立されました。

第3部 環境像の実現に向けて

2. オゾン層の保護

オゾン層には、有害な紫外線から生物を守る重要な役割があり、地球を覆うオゾン層のおかげで私たち人類は地上で生活することができます。

ところがオゾン層は、冷蔵庫の冷媒や工業製品の洗浄剤などに使用されているフロンやハロンなどの化学物質によって破壊され、地上に届く紫外線量が増加しています。紫外線量の増加は、植物やプランクトンの生育に影響を与えるだけでなく、皮膚ガンや白内障などの健康被害を引き起こすとも言われています。

オゾン層を破壊するこれらの物質はすでに製造禁止が決められています。しかし、既存の製品に含まれているオゾン層破壊物質の適正処理・排出抑制に取り組まねばなりません。

そこで、

オゾン層破壊物質の回収を徹底するとともに、オゾン層破壊物質を使用しない製品の普及に努めます。

市の取り組み

(1) フロンの回収及び適正処理を徹底します

- ・家電リサイクル法による冷蔵庫・エアコン回収の徹底及び実績の把握
- ・事業者に対するフロンの適正処理の指導
- ・不法投棄監視体制の整備

(2) オゾン層を破壊しない製品の普及促進に努めます

- ・ノンフロン製品への転換の促進

市民の取り組み

フロンを使っている冷蔵庫・エアコンの廃棄時には、家電リサイクル法に従って適切に処理します
ノンフロン製品を利用します

事業者の取り組み

業務用の冷蔵庫、エアコンなどの廃棄時には、フロン回収指定店などでフロンを適切に処理します
オゾン層破壊物質の使用合理化と排出抑制に努めます
ノンフロン製品を利用します

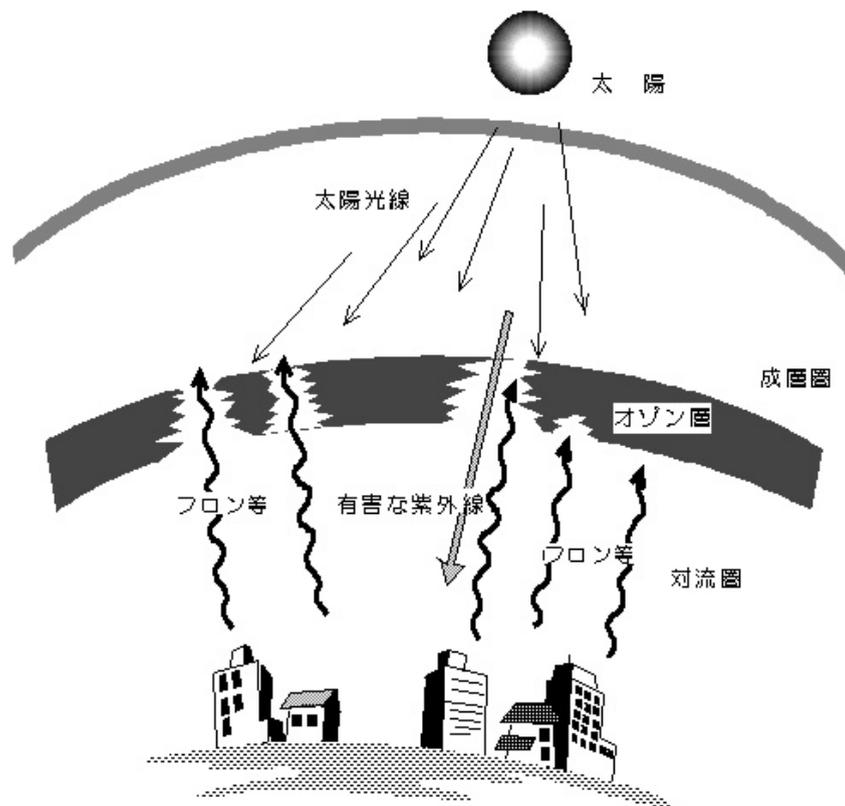
オゾン層破壊物質の削減について

オゾン層の保護のためのウィーン条約に基づき、オゾン層を破壊する物質の削減スケジュールなどの具体的な規制措置などを「モントリオール議定書」に決めました。昭和62年（1987年）に採択され、平成11年（1999年）まで5度にわたって規制強化のための改正などが行われてきました。規制物質は、フロン、ハロン、四塩化炭素などで、検疫など特殊な用途を除き、平成32年（2020年）までに全廃となっています。

大気中のオゾンとオゾン層について

オゾン層は、地表から20～25kmの下部成層圏にあり、高濃度のオゾンを含んでいます。オゾン層は太陽光に含まれる紫外線波長領域のなかで、生物にとって有害な波長領域を吸収する働きをしています。

一方、大気中のオゾンは酸化力が強いことから光化学オキシダント（P.32参照）と呼ばれる物質に含まれ、光化学スモッグの原因物質になります。



オゾン層破壊の模式図

第3部 環境像の実現に向けて

3. 水循環の保全

水は、降雨、浸透、貯留、流下、海洋への流入、蒸発などにより自然界で循環しており、その過程のなかで、河川・地下水の水量の確保、水質の浄化、水辺環境や生態系の保全に大きな役割を果たしています。また、本市は木曽川の恩恵を受けていることから、木曽川流域における水の循環に対する配慮も必要です。

市街地では雨水が浸透する場所や、ゆっくりと蒸発する場所が減少しており、水の浸透、貯留、蒸発の機能が部分的に損なわれ、その結果、地盤沈下、都市型の洪水などの問題が発生しています。本市においても、降雨時に河川に集中する雨水への対策が求められています。

限りある水資源を有効に活用し、都市における舗装などと水の機能とのバランスを取るためには、自然界が持つ水の循環構造を取り戻す必要があります。

そこで、

地下水の涵養^{かんよう}と保全、市街地における浸透面と蒸散の確保を進め、健全な水循環の形成を目指します。

市の取り組み

(1) 地下水を涵養^{かんよう}します

- ・ 雨水浸透柵や透水性舗装、トレンチ工の導入促進
- ・ 水循環の保全に対する意識啓発
- ・ 緑地・農地を保全します

(2) 地下水を保全します

- ・ 節水コマ の普及
- ・ 公共施設や事業所における中水利用や雨水利用の導入促進
- ・ 公共施設で導入している節水施設、設備の P R
- ・ 家庭における節水方法や、事業所で導入可能な節水設備、中水・雨水利用施設に関する情報の提供
- ・ 水資源の有効な利用及び降雨時の遊水機能による河川への負担の軽減を図るため、公共下水道の接続に伴い不要となる浄化槽を雨水貯留槽への転用の P R 及び補助制度の導入
：節水コマは市役所で配布しています

(3) 市街地において蒸散を確保 します

- ・ 街路樹の整備の推進
- ・ 壁面・屋上の緑化及び生垣・花壇の設置などの推進
：市街地においては、植物の葉からの水分の蒸散も、水循環の大切な経路です

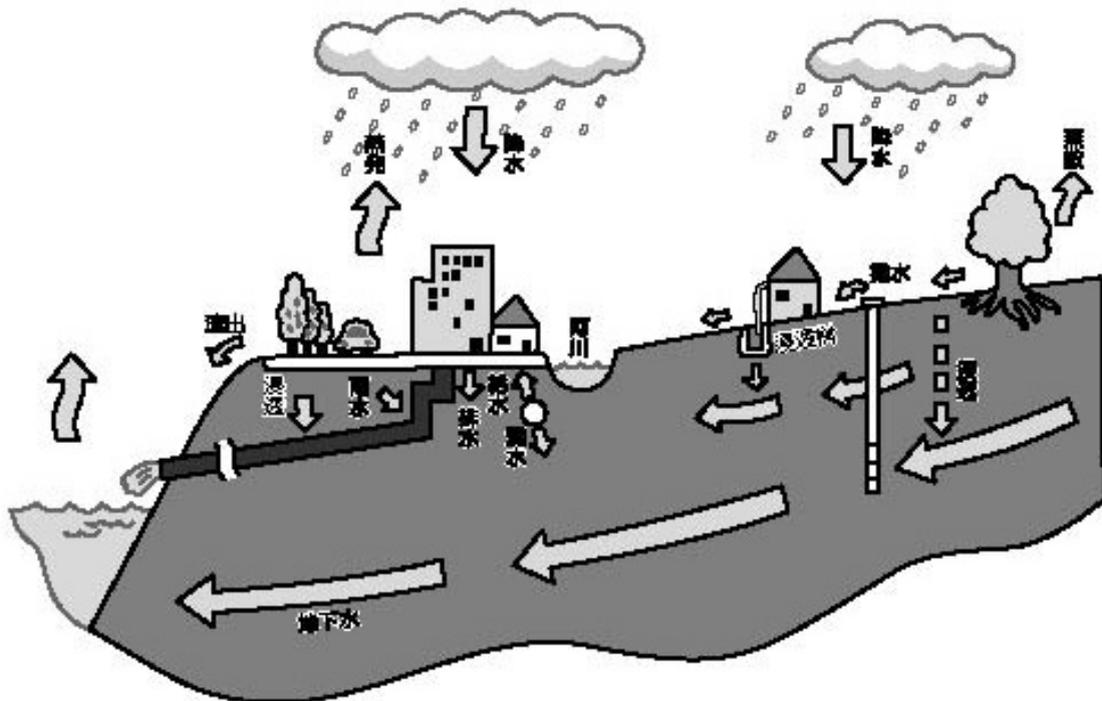
第3部 環境像の実現に向けて

市民の取り組み

補助制度を活用して、雨水浸透枳を設置します
 敷地の舗装を最小限にし、透水面を確保します
 雨水をためておき、庭の草木や花壇の散水に使用するなど、有効に利用します
 節水コマの導入や、風呂水を洗濯に使うなど水を有効に利用し節水に努めます
 ベランダ、屋上、壁面の緑化や、生垣や花壇などの設置に努めます

事業者の取り組み

雨水浸透枳を設置します
 透水性舗装の導入や、敷地の舗装を最小限にするなどして、透水面を確保します
 雨水を有効に利用します
 節水コマの導入や、トイレの擬音装置などを利用し節水に努めます
 作業工程内で水の循環利用を図ります
 中水の導入を図ります
 敷地内に生垣や花壇を設置します



水循環の模式図

第3部 環境像の実現に向けて

4. 森林資源の保護

世界の森林総面積は陸地の約3割を占めていますが、近年、途上国にある熱帯地域の森林減少が著しく進んでいます。熱帯雨林は、陸地面積の約12%にすぎませんが、野生生物種の約半数が生息し、地球上の酸素供給や二酸化炭素の吸収、気候の調節を行うなどきわめて重要な場所です。しかし、いったん伐採すると再生が困難であるため、適切な保護が求められています。

我が国は、木材資源のほとんどを輸入に頼っており、私たちが日頃使用している紙や木材の多くは、熱帯や北米、ロシアなどの外国産の樹木が原料となっています。この現状を見ると、私たちには地球上の森林保全に大きな責任があるといえます。

そこで、

紙や木材などの森林資源の有効利用に努めます。

市の取り組み

(1) 森林資源消費量を削減します

- ・事務のOA化や文書ファイリングシステム導入によるペーパーレス化の推進
- ・再生紙の利用の推進
- ・建て替えなどで排出される柱、梁などの古材の再利用の促進

市民の取り組み

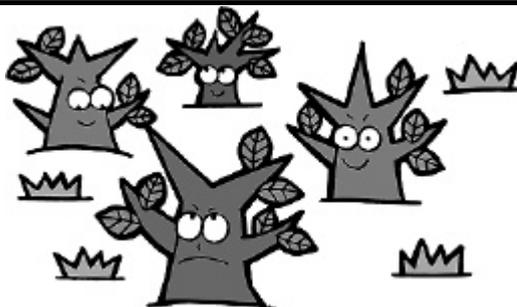
過剰包装を辞退します
再生紙でできた製品の利用に努めます
建て替えなどで排出される柱、梁などの古材を再利用します

事業者の取り組み

事務作業のOA化や文書ファイリングシステムを導入し、ペーパーレス化に努めます
再生紙を利用した製品の製造・販売に努めます
再生紙でできた製品の利用に努めます
建て替えなどで排出される柱、梁などの古材を再利用します

私たちの生活と世界の森林資源の関係について

私たちの身のまわりには、木材を原料とする多くの製品や物質が存在しています。我が国で利用される木材の多くは海外から輸入されており、針葉樹材の大部分は北米、広葉樹材は熱帯アジアより来ています。一方で、国内の森林は間伐などの手入れがなされず、木材としての活用が進んでいない面があります。私たちの生活は世界の森林と深い関わりがあることから、森林資源の有効利用を行う必要があります。



5. 地球環境保全活動の推進

地球環境問題の原因は事業活動のみならず私たちの日常生活にもあることから、人類すべてに関わる課題として一人ひとりがこの現実を正しく認識する必要があります。かけがえのない地球環境を将来の世代に継承するために、これまでの事業活動や日常生活における環境に対する配慮不足を改善し、地球環境の保全に向けた生活様式への転換、個々の事業活動の負荷低減に努めなければなりません。

そこで、

地球環境問題の周知を図り、地球環境保全活動に努めます。

市の取り組み

(1) 地球環境問題への取り組みを推進します

- ・ 地球環境問題を解決するための具体的な取り組みに関する啓発
- ・ 地球環境問題に関する情報の収集及び提供
- ・ 市の ISO14000 シリーズ認証取得に向けた検討

市民の取り組み

地球環境に関するシンポジウムやイベントに積極的に参加します
 地球環境の保全に関する情報の収集に努めます
 海洋汚染や酸性雨などの地球環境の現状について知識を深めます

事業者の取り組み

国内外の環境保護団体を支援します
 海洋汚染や酸性雨などの原因物質の排出抑制に努めるなど、地球環境の問題を意識した事業活動を行います

我が国の酸性雨対策への取り組みについて

酸性雨は原因物質の発生源から数千 km も離れた地域にも影響を及ぼすもので、国境を越えた広域的な現象になります。

我が国では、経済発展に伴い、酸性雨原因物質の排出が激しい東アジア地域において、酸性雨による影響の未然防止のため、「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク」を提唱し、平成 5 年（1993 年）から東アジアの国際機関の専門家の参加を得て、各国と共同した酸性雨の調査・研究・取り組みを進めてきました。平成 10 年（1998 年）からの試行的な稼働を踏まえ、平成 13 年（2001 年）1 月から本格的に稼働しています。